

第 328 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 10 月 18 日

報告者：村島正隆（（株）島津製作所）

テーマ：アフターサービスビジネスにおける排他的行為への独占禁止法

報告者コメント：製品販売後の自社製品の点検、部品販売、修理などアフターサービスは、利益率が高く、製品販売に並ぶ重要な収益源として認識されている。そこで、アフターサービスを自社や系列子会社にて排他的に顧客に提供したいという意向が働き、独立系の保守サービス会社に対して部品の供給を拒絶したり、定価に対して上乗せした価格でしか販売しないといった施策が実施されることになる。これに対して日本及び米国においてどのように独禁法が適用されるのか検討する。

報告概要

1 日本

- (1) 東芝エレベータテクノス事件（大阪高判平成 5 年 7 月 30 日）
- (2) 三菱ビルテクノサービス事件（公取決平成 14 年 7 月 26 日、平成 14（勸）7 号）
- (3) 東急パーキングシステム事件（公取決平成 16 年 4 月 12 日、平成 16（勸）1 号）
- (4) まとめ

2 アメリカ

- (1) 米国独禁法上の取り扱い
シャーマン法 2 条 → 「私的独占」の問題とされている。
- (2) 一般的な考え方（主として第 9 巡回区裁判所を念頭に）
→独立系保守業者に対する部品供給につき、制限的条件をつけるケース（アフターマーケット・ケース）は米国内でもしばしば問題になっている。

大要件 1 Monopolization

要件 1-1 Relevant Product Market

→関連市場の画定

※コダック事件 (Eastman Kodak Co. v. Image Technical Service Inc., 504 U.S. 451(1992)。コダック製のコピー機の保守に関する独禁法違反事件)

Rock-in 市場の認定ファクター

切り替えコスト、情報コスト、無知な顧客からの搾取の可能性、搾取が実質である可能性

※レッドライオン事件 (Red Lion Med. Safety Inc. v. Ohmeda, Inc., 63 F.Supp. 2d 1218 (E.D. Cal 1999)

※ユニバーサル事件 (Universal Avionics Sys. V. Rockwell Intl., 184 F.Supp. 2d 947 (D.Ariz. 2011)

要件 1-2 Market power

→市場支配力

要件 1-3 Willful Acquisition or Maintenance of Monopoly Power

→意図した独占力の取得・維持

※前掲・レッドライオン事件

大要件2 Injury to Competition

(3) まとめ

- ①関連市場（ロックイン・サブマーケット）の画定
- ②競争阻害の認定
- ③正当化事由

(大阪企業法務研究会幹事会)